

# 職長等教育（製造業）

## 開催のご案内

労働安全衛生法第 60 条では、職長等に対する教育を事業者<sup>に</sup>義務付けています。

令和 4 年 2 月 24 日の安衛法施行令一部改正（令和 5 年 4 月 1 日から施行）で化学物質を取り扱う業種が追加されたことにより、職長等教育の受講対象業種の範囲が拡大され、以下の二つの業種が追加されています。※改正により、食料品製造業の全てが対象となりました。

- ・ **食料品製造業**（うま味調味料及び動植物油脂製造業は改正前より対象）
- ・ **新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**

また、当協会では令和 2 年 3 月に策定されたカリキュラムに沿った製造業対象の「**職長等能力向上教育教育**」を実施しています。詳しくはホームページ内でご確認ください。

静岡労働基準協会

### 1. 受講対象者

職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する立場にある者

《職長等教育が必要な業種》

1. 建設業 注：別途「職長・安全衛生責任者教育」を受講してください。
2. 以下を除く製造業  
たばこ製造業、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
3. 電気業、 4. ガス業、 5. 自動車整備業、 6. 機械修理業

### 2. 講習日程等

開催日	講習時間	講習会場
1 日目	9：00～	静岡県産業経済会館 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1
2 日目	17：00	

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10 分前までに来場して下さい。オリエンテーションを行います。

### 3. 講習カリキュラム（2日間）

(1) 作業方法の決定及び労働者の適正な配置に関すること	2 時間（120 分）
(2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5 時間（150 分）
(3) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）に関すること	4 時間（240 分）
(4) 異常時等における措置に関すること	1.5 時間（90 分）
(5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2 時間（120 分）

※講習は、講義、討議、事例発表等により実施します。

#### 4. 受講料（消費税を含む）

	受講料	テキスト代	合計金額
協会会員	13,220円	880円	14,100円
非会員	14,220円		15,100円

#### 5. 受講申込み手続きの手順

(1) 事務局に電話し、受講者の空き状況を確認してください。（※電話予約は出来ません。）

(2) 申込書を作成し、FAXで送付してください。（※FAXの到着順に仮受付けします。）

※個人情報ですので、送り間違いが無いようご注意ください。

※持参、郵送でも構いませんが、事務局に到着した順で仮受付けしますのでご注意ください。

(3) 事務局より、仮受付けした旨をFAXでお送りします。

※受講料のお支払い方法の他必要な手続きが書かれていますので、それに従って後の手続きを行ってください。

受講料の入金確認後に事務局から受講票が発行され、本受付けが終了します。

(4) 本人確認書類の提出

※令和4年度より、以下の①又は②の方法で受講者の本人確認書類を提示又は提出していただきます。

① 講習会当日、受付けにて証明書原本を提示（注：当日は忘れないようご注意ください。）

② 事前に証明書の写しを提示又は提出いただいた場合、講習会受付け時での確認はありません。なお、証明書の提示又は提出は、以下のイかロの方法で行ってください。

イ. 受講料を事務所に現金でお支払いの場合、a又はbのいずれかとなります。

a 受講者本人が直接申し込みに来られる場合、**証明書の原本**をご持参ください。

b 代理人の方が申し込みに来られる場合、受講者の**本人確認証明書の写し（表面）**をお持ちください。

※顔写真のある証明書の写し（表面）は、顔が確認できるものとします。

（注：拡大コピー可）

ロ. 受講料振り込みの場合、受講申込書原本及び受講票送付用返信封筒をお送りいただく際に、**証明書の写し（表面）**を同封してください。

※顔写真のある証明書の写し（表面）は、顔が確認できるものとします。

（注：拡大コピー可）

#### 【本人確認書類とは】

自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など公的機関の発効した物のいずれか一点となります。

（注-1）運転免許証など顔写真がある写しは、顔が明確に確認できるものとします。（拡大可）

（注-2）本人確認書類は、講習会終了後こちらの責任で裁断し廃棄処理させていただきます。

6. 修了証の交付 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

7. 携行品 受講票、筆記用具、昼食（近隣に食堂及びコンビニがあります）

8. 受講者が少ない場合、開催を取り止めることがあります。

9. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613